2　前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を行うものとする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　次号に掲げる以外のもの	直近の施設定期検査が終了した日以降一年を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　第十九条の五第一項第十一号の特定再処理施設に該当するもの	法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

二　廃止措置対象施設内に使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）又はこれをガラスにより容器に固形化した物（以下この条、第八条、第十一条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）が存在している場合。

2　前項の場合においては、次の各号に掲げる施設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　使用済燃料の受入れ施設
二　使用済燃料の貯蔵施設
三　製品貯蔵施設
四　計測制御系統施設
五　廃棄施設
六　放射線管理施設
七　動力装置及び非常用動力装置

（施設定期検査合格証）

第七条の十一　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（記録）

第八条　［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］		
二　放射線管理記録 イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。	［略］

（施設定期検査合格証）

第七条の十一　原子力規制委員会は、法第四十六条の二の三第一項の施設定期検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る施設定期検査合格証を交付する。［項を加える。］

（記録）

第八条　［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］		
二　放射線管理記録 イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合を除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合を除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合における核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設の記録にあつては毎日一回とし、これら以外の施設の記録にあつては毎週一回とする。	［略］